



ひとり親世帯(今回の給付金を受取済み)でない方へ

子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

子育て世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します!

1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

① 令和3年3月31日時点で
18歳未満の児童(障害児の場合、**20歳未満**)
を養育する父母等
(※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

② { ■ 令和3年度**住民税(均等割)**が**非課税**の方
または
■ 令和3年1月1日以降の収入が急変し、
住民税非課税相当(※)の収入となった方

※住民税非課税相当の目安

・新型コロナウイルス感染症による影響により、収入(所得)が減少した方で、「申請者」または「配偶者」の年間の所得(または収入)の見込みと、早見表を比較して、その額が早見表より低い場合に、対象となります。

例) 令和2年度に住民税(均等割)が課税であった方で、新型コロナウイルス感染症の影響により失業した(または就職が難しくなった)等の理由により、令和3年度の住民税が非課税相当となる場合に対象となります。

<早見表>

世帯の人数	非課税所得限度額	非課税相当収入限度額
2人(例) 夫婦1人	82.8万円	137.8万円
3人(例) 夫婦1人	110.8万円	168.0万円
4人(例) 夫婦2人	138.8万円	209.7万円
5人(例) 夫婦3人	166.8万円	249.7万円
6人(例) 夫婦4人	194.8万円	289.7万円

(年間)

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

■ 支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。



3.給付金の支給手続き

I. 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 対象者には役場住民課から別途通知します。
- ▶ 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

※ 給付金の支給を希望しない場合は、別途ご案内する日時までに、住民課までご連絡ください。

※ 児童手当または特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

II. 上記以外の方

(例: 高校生のみ養育している方、収入が急変した方)

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
(申請期間: 令和5年2月28日まで)
- ▶ 住民課の窓口にて申請書等をご提出ください。
振込先口座のわかるもの(通帳など)をご持参ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。

■ 北川村役場 住民課窓口 ☎【8】32-1214

(受付時間: 平日 8:30 ~ 17:15)

「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“**振り込め詐欺**”や“**個人情報**の**詐取**”にご注意ください。
ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

